

E i w a N e w s

平成25年度税制改正案の概要

平成25年2月
(No. 091)

本年1月29日に平成25年度税制改正大綱が閣議決定されました。本大綱には、緊急経済対策のための減税制度や消費税率の引き上げに備えた措置等が盛り込まれています。

今回は、平成25年度税制改正大綱のうち主な項目をご紹介します。

[1] 個人所得課税

(1) 所得税率の見直し

平成27年分以後の所得税率が、現行の最高税率40%（課税所得1,800万円超部分）から、課税所得4,000万円超の枠が新たに設けられ、最高税率45%に引き上げられます。

(2) 住宅ローン控除の拡充等

消費税率引き上げによる住宅取得に係る消費税負担を考慮して、住宅ローン控除の適用期限を平成29年12月31日まで延長し、控除限度額（年末借入残高×控除率）の上限が増額されました。減税効果が限られる所得層には現金給付制度の創設も予定されています。

居住年	現 行		改 正 案	
	平成24年中	平成25年中	平成26年1月～3月中	平成26年4月～平成29年12月中
控除期間	10年	10年	10年	10年
一般の住宅の控除限度額	各年30万円 (3,000万円×1%)	各年20万円 (2,000万円×1%)	各年20万円 (2,000万円×1%)	<u>各年40万円</u> <u>(4,000万円×1%)</u>
認定住宅の控除限度額	各年40万円 (4,000万円×1%)	各年30万円 (3,000万円×1%)	各年30万円 (3,000万円×1%)	<u>各年50万円</u> <u>(5,000万円×1%)</u>

また、上記の他にも住宅投資に係る減税措置についての拡充が行われます。

(3) その他

少額上場株式等に係る配当所得及び譲渡所得等の非課税制度（年間100万円までの上場株式等への投資から得られる値上がり益や配当等が5年間非課税）の創設や、金融所得課税の一体化の拡充（金融商品間の損益通算範囲の拡大等）が盛り込まれています。

[2] 法人税

(1) 新たな制度の創設

平成25年4月1日から平成28年3月31日までの間に開始する各事業年度における給与等支給額が、前事業年度の給与等支給額より5%以上増加している場合として一定の要件を満たすときは、その増加額の10%の税額控除ができる制度が創設されます。なお、この制度の適用は雇用促進税制（雇用者が増加した場合の法人税の特別控除制度）等との選択適用となります。

その他、平成25年4月1日から平成27年3月31日までの間に開始する各事業年度において、生産等設備の取得等をして一定の要件を満たした場合には、生産等設備のうち機械装置の取得価額の30%の特別償却と同取得価額の3%の税額控除との選択適用ができる制度が創設されます。

(2) 中小企業等を対象とする改正

① 交際費等の損金不算入額

定額控除限度額を引き上げるとともに、定額控除限度額までの金額の損金不算入措置(現行10%)が廃止されます。

現行の損金不算入額	改正案の損金不算入額
支出交際費等の額 \leq 600万円の場合 …支出交際費等の額 \times 10%	
支出交際費等の額 $>$ 600万円の場合 …(支出交際費等の額-600万円) \pm 600万円 \times 10%	支出交際費等の額 $>$ 800万円の場合 …(支出交際費等の額-800万円)

② 設備投資促進税制の創設

一定の中小企業等が平成25年4月1日から平成27年3月31日までの間に、経営改善のために店舗の改修等に伴い器具備品及び建物附属設備の取得等をしたときは、取得価額の30%の特別償却と取得価額の7%の税額控除との選択適用ができる制度が創設されます。

[3] 相続税・贈与税

(1) 相続税の基礎控除及び相続税・贈与税の税率等の見直し

課税ベースの拡大と税率構造の見直しほか、相続時精算課税制度の拡充等が盛り込まれています。いずれも平成27年1月1日以降の相続等から適用される予定です。

	現行	改正案
相続税の基礎控除	定額控除5,000万円 +1,000万円 \times 法定相続人数	定額控除 <u>3,000万円</u> + <u>600万円</u> \times 法定相続人数
相続税の税率構造 (カッコ書きは贈与税)	・累進税率6段階 ・課税標準3億円(1,000万円)超 について最高税率50%	・累進税率8段階 ・課税標準6億円(3,000万円)超 を新設し、最高税率 <u>55%</u>
相続時精算課税制度 の適用要件(※)	・受贈者…20歳以上の子 である推定相続人 ・贈与者の年齢…65歳以上の親	・受贈者…同左及び <u>20歳以上である孫</u> ・贈与者の年齢… <u>60歳以上</u>

(※) 相続時精算課税制度とは、一定金額(贈与財産2,500万円まで)にかかる贈与税を繰延べ、相続時に、生前の贈与財産と相続財産とを合算して相続税を算出し、繰延べた贈与税を精算する制度です。通常の贈与は贈与財産110万円超に贈与税が課されるのに対し、この制度を選択すると一定金額まで贈与税が繰延べられるため生前贈与が行いやすいというメリットがあります。

(2) 教育資金の一括贈与に係る贈与税の非課税措置

受贈者(30歳未満)の教育資金に充てるためにその直系尊属(父母・祖父母など)が金銭等を金融機関に信託等した場合には、受贈者1人につき1,500万円までは、平成25年4月1日から平成27年12月31日までの間に拠出されるものに限り、贈与税が非課税となる制度が創設されます。

[4] その他

自動車取得税は平成27年10月の消費税率10%引き上げ時に廃止され、また、同時期に消費税の軽減税率制度(生活必需品などへの消費税の軽減措置)の導入が検討されています。

これらの改正項目は、今通常国会において審議されます。

ご不明な点がございましたら、お気軽に弊社事務所までご連絡くださいますよう、よろしくお願い申し上げます。